

特別児童扶養手当を支給します

特別児童扶養手当とは、身体的または精神的に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。

支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

◆支給要件(児童の障がい)が①〜③のいずれかに該当する場合

- ① 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方
- ② 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の方
- ③ 精神の障がいがあり、①②と同程度以上と認められる方

◆支給の制限

該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者・配偶者・扶養義務者に、前年の所得が一定額以上ある時は支給されません。

◆手当額

- 1級 月額5万1500円
- 2級 月額3万4300円

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (課直通)

第44回「黒潮町泊まり合い人権教育研修会」参加者募集

この研修は、「町内にお住まいの方、町内にお勤めの方が一堂に集い、泊まり合いを通じて人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくる」ことを目的に毎年行っています。

今年は大阪の「NPO暮らしづくりネットワーク北芝」を訪ね、人権・地域通貨・福祉・子育て・就労支援など住民主体のさまざまな取組みを学びます。フィールドワークで町歩きなどしながら、「みんなが主役の暮らしづくり」の活動に触れてみませんか。多くの方の参加をお待ちしています。

◆開催日 7月30日(土)・31日(日)

◆場所 大阪府箕面市

◆定員 40人(先着順)

◆参加費 無料

◆申込締切 7月1日(金)

○お問い合わせ

本庁住民課 人権啓発係

☎ 43-2800 (課直通)

教育委員会 人権教育係

☎ 55-3190 (課直通)

大方町民館 ☎ 43-1204

佐賀町民館 ☎ 55-2108

幡多広域消費生活センター便り

《消費者トラブル》

不安な時・困った時は相談を!

消費生活センターでは、専門の相談員が、消費生活のトラブルを解決するお手伝いを電話・面談で何度でも無料で行っています。被害金は勉強代ではありません。あきらめずに相談してください。例えばこんな相談を受けています。

【契約・解約トラブル】

訪問販売、リフォーム工事、金融・保険、賃貸住宅の退去、エステ、マルチ商法

【インターネット・携帯電話のトラブル】

ワンクリック請求、迷惑メール、インターネット通販、回線契約

【暮らしの中の事故】

電子レンジでの発火、抱っこひもでの事故、化粧品のお身体被害、リコール品

あきらめないで!

被害を取り戻せるかも

「きつと相談しても無理」「トラブルにあった自分も悪かったんだ」とは思わずに、どんな些細なことでもまずはご相談ください。

他の皆さんの役に立つこと

●消費生活センターでは、相談・通報情報を基に、ホームページや広報などで注意喚起しています。

●皆さんが苦情を事業者に伝えることで、商品やサービスの改善につながることもあります!

相談は無料、秘密厳守です。安心してご相談ください。

○お問い合わせ

幡多広域消費生活センター
受付時間 月〜金曜日、午前9時〜正午、午後1時〜5時
※祝日・年末年始を除く

☎ 34-6301 (直通)

黒潮町役場

本庁 産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113 (課直通)